

National Archives of Japan

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政 令 案

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和二十六年 十二月 二十一日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り。

法務府法意総第九九号
昭和二十六年十二月 十九日

総理府甲第五七七号

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令を制定する必要があるもので、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めらる。

昭和二十六年十二月十三日

内閣総理大臣 吉 田

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿



総理府 一四二

総 理 府

政令第百八十一号

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

I 鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口をういては、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用されていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、これらの法令の施行上琉球諸島民政府又はその機関に委していた権限

政令第百四十二号

昭和二十六年十二月五日附連合軍最高司令官覚書「若干の外か、
地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴
う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二
十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

I 鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度まで
の間に^{（島を合算し）}については、他の法令の制定にかかわらず、当分の
間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用され
ていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、こ
れらの法令の実施上琉球諸島民政府又はその機関に依っていた権限

で、
その区域にあつた機関に就していたもの
以外のものは国会及び裁判所の権限

に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3 この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項に規定する職員の退職に因る選挙の選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別

（小冊印行）

の定をすることができ。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一項に規定の職について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

内閣総理大臣
法務総裁
各省大臣
経済安定本部総裁

国会及び裁判所の権限に属するものに於ては政令を行ふものとし、その区域で従事公務に

従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3 この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項に規定する職員の退職に因る選挙の選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別

（小案印行）

の定をすることができ。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一項に規定の職について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

内閣総理大臣
法務総裁
各省大臣
経済安定本部総裁

地方自治庁

この政令に定める場合を除く外

で、その区域にあつた機関に属していたもの
従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3 この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項に規定する職員の退職に因る選挙の選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別

（小冊印行）

の定をすることができ。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、雄城の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一とする区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

内閣総理大臣
法務総裁
各省大臣
経済安定本部総裁

地方自治庁

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、
域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴い、鹿児島
県大島郡十島村に關し必要な暫定措置を定める必要があるからである。

理由

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、
域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴い、鹿児島
県大島郡十島村に關し必要な暫定措置を定める必要があるからである。

[illegible]

（本局印行）

資料一

イ、若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する

總司令部覺書（抄）

A6091 (21年1月29日) GS

(SCAPIN--677)

昭和二十一年一月二十九日

覺者あて先
日本帝國政府

經由東京終戰連絡中央事務局

件名 若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離

一、日本帝國政府は、日本の外のいかなる地域に對しても又は右地域内のいかなる政府の職員及び使用人に對しても若しくはいかなる他の者に對しても、政治上行政上の權力を行使すること又は行使しようとすることを停止するよう指令される。

三、この指令に關しては、日本は、日本の四主要島（北海道、本州、九州及び四國）と約一千の隣接諸小島を含むものと定義される。隣接諸小島には、村島諸島及び北緯

三十度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）が含まれ、……
(3) 北緯三十度以南の琉球（南西）諸島（口之島を含む）……が除かれる。

口 日本国との平和條約（抄）

第二章 領域

第三條

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）・孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖之島及び南鳥島を含む衆國を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。國際連合に対する合衆國のいかなる提案にも同意する。

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆國は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

資料二

連合國最高司令官覚書

昭和二十六年二月五日

一、關係覚書

a. 昭和二十一年一月二九日日本政府に対する覚書 AG 091 (SCAPIN 677)

「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」

乙. 昭和二十一年三月二二日日本政府に対する覚書 AG 091 (SCAPIN 841)

「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」

二、上掲覚書乙によつて改められた上掲覚書の第三項を更に改めて、北緯二十九度以北の琉球（南西）諸島は、該指令の目的から日本として定義される地域の中に包含されるものとする。

三、日本政府は、これらの島に対して、連合國最高司令官の権限の下におかれることを條件として、政治上、行政上の管轄権を回復することを指令せられる。

資料三

鹿児島県知事からの報告によると十島村（下七島）に関する現況は左の通りである。

記

一 村役場所在地 中之島

二 戸数、人口

一 戸数 五九四戸 人口 三、九三八人（内選挙権者 一四三三人）

三 農耕地 田 四七町、畑 一九七町

四 学校

中学校 三（外に分校四）生徒 一八六八

小学校 三（外に分校四）生徒 四一九八

五 交通

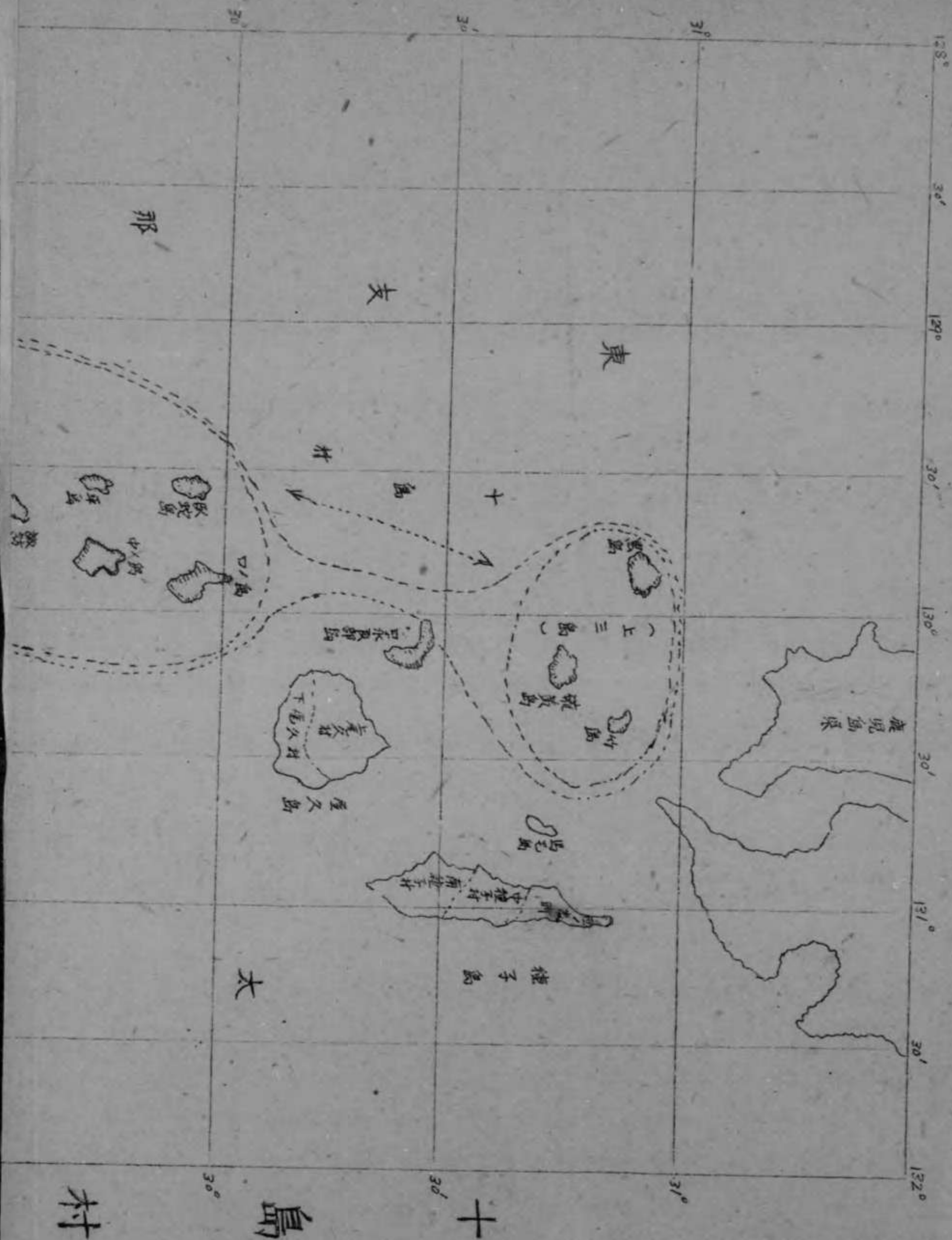
月一回大島より便船あり、食糧を運搬する外は正規の交通機関なく、辛うじて漁船の便によって各島を連絡す。

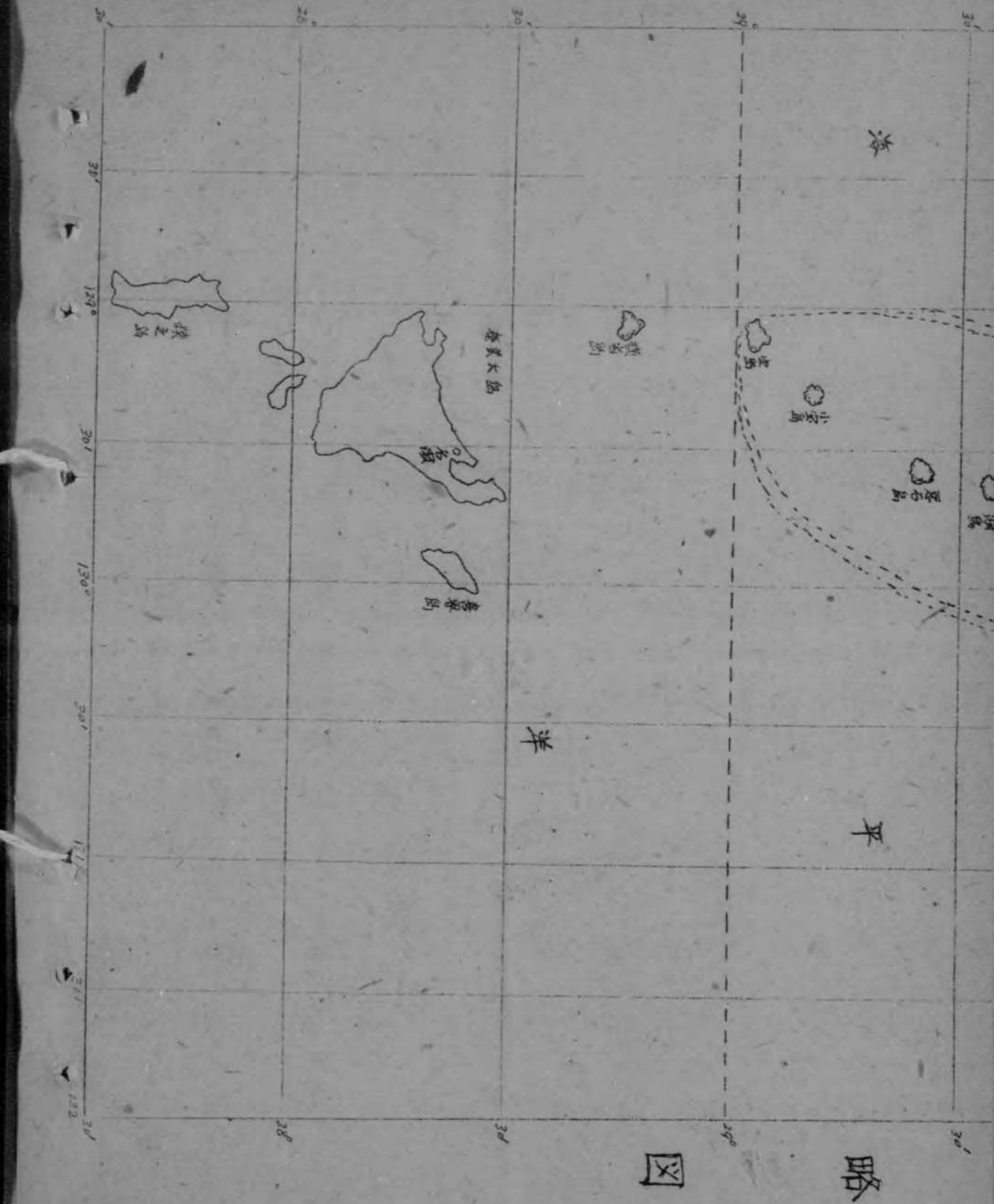
大、経済状態

戦前は木材、水産物を日本内地へ移出して生計を立ておりたるも戦後外部との交易は杜絶して孤立の状態となり住民の生活は極度に困窮しあるものゝ如し。

七、災害状況

全地域の被害総額一億円以上と推計せられ、学校その他殆んど倒壊せる模様





27

臨時 第四號

案 起 昭和二十六年二月二十日
決 定 昭和二十六年二月二十日
施 行 昭和二十六年三月一日

了

案

昭和二十六年三月一日

内閣官房長官

官内方長官

国会において

日本国憲法第八條の規定による議決案を別紙のとおり

議決したる衆議院議長から送附があつたので、命によつて通知する。

議決し

国会は日本国憲法第八條の規定によつて
別紙の通り議決した。
よつて国会法第六十五條によりこれを送
付する。

昭和二十六年二月二十八日

衆議院議長 幣原喜重郎



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

衆議院事務総長大池



日本国憲法第八條の規定による議決

天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族は、皇室経済法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十六年四月から昭和二十七年三月末までの間において、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができる。